平成２５年（フ）第６４５号
兵庫県芦屋市西芦屋町１番８―301号
債務者　村田　純子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３８１号
兵庫県尼崎市水堂町１丁目29番27―301号
債務者　寺越　正幸
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３８４号
兵庫県尼崎市潮江５丁目１番20―618号、前住所兵庫県尼崎市額田町３番８号ティアリーベ101号
債務者　岩根　健司
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第７０号
鳥取県西伯郡大山町御来屋857番地
債務者　倉田光太郎
1　決定年月日時　平成26年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第９５号
山口県下関市長府印内町８番１号　サンコーポラス201号、前住所熊本市南区富合町小岩瀬370番地
債務者　松下　康司
1　決定年月日時　平成26年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第９９号
山口県下関市小月駅前１丁目６番11―203号スカイヒルズ小月駅前、前住所山口県下関市清末陣屋５番37号
債務者　江藤　直英
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１００号
山口県下関市栄町８番３―101号　県営住宅
債務者　山下　　明
1　決定年月日時　平成26年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第３４９号
福岡県中間市深坂２丁目２番２―302号
債務者　吉田　秀勝
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１６２号
大分市明野西２丁目１番２―632号
債務者　大杉　博文
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９５号
大分市曙台２丁目５番１号
債務者　谷　　宣子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９６号
大分市曙台２丁目５番１号
債務者　楠田ヒトミ
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９７号
大分市錦町３丁目５番27号　コンフォール錦102
債務者　高坂　涼子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１８７号
宮崎県児湯郡都農町大字川北3582番地１　駅前団地13―202、前住所大阪府堺市西区山田３丁1034番地19
債務者　細川　裕己
1　決定年月日時　平成26年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９２号
宮崎市波島１丁目１番11号　波島ハイツ305号
債務者　柏田　直行
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０３号
富山市向新庄町５丁目７番34―210号　セゾンハイム
債務者　内田　豊已
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６０号
青森市幸畑３丁目11番20号　リーブス幸畑101号
債務者　小田桐　茂
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６２号
青森市浪館前田３丁目６番61号　コーポ翔203号
債務者　川口　紀子
1　決定年月日時　平成26年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係